

## ～ 退職手続きのご案内 ～

### ■退職後の連絡先の確認

退職届に、退職後の住所・電話番号・メールアドレスをご記入ください。

退職後に関係書類（健康保険・厚生年金資格喪失証明書、離職票等）をメールで送付いたします。記入した住所・メールアドレスが変更になった場合は必ず下記の人事労務部あてにご申告下さい。ご申告がなかった場合、重要な書類が受領できない可能性があります。

### ■健康保険資格確認書（被扶養者分も含む）の返却について

※当社健康保険に加入し、健康保険資格確認書（黄色プラスチック製）をお持ちの方

※退職日から1週間以内に必ず本社人事労務部へ郵送にてご返却下さい。（店舗のある茶封筒をお使いいただくか、ご自身で封筒をご用意ください）

**※退職後はお持ちの健康保険資格確認書は絶対に使用しない（家族も同様）で、速やかにご返却下さい。退職日以降にご使用の場合、協会けんぽから自己負担金額（3割）を除いた残りの金額（7割）の返還を求められますのでご注意ください。**

### ■健康保険・厚生年金保険 ※当社健康保険・厚生年金保険に加入されていた方

1. 退職後に任意継続保険（引続き2年間の加入可能）を加入希望される場合  
保険加入期間が継続して2ヶ月以上ある場合のみ、任意継続保険に加入ができます。  
自宅所在地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部にご自身で直接お問い合わせ下さい。  
※退職日翌日から20日以内に手続きが完了しないと加入できないのでご注意ください。

【問合せ】 全国健康保険協会の都道府県支部 ホームページをご確認下さい。

### 2. 退職後に国民健康保険に加入される場合

健康保険・厚生年金資格喪失証明書（退職届で「必要」を選択された方）が届きましたら（メールアドレス宛）、ご自身がお住まいの市区町村にて手続きをお願い致します。

### 3. ご家族の扶養（健康保険）に入られる場合

扶養の条件を満たす必要がありますので、ご家族にお問い合わせ下さい。

### ■雇用保険（失業保険）※当社雇用保険に加入されていた方

離職票（退職届で「必要」を選択された方）は、送付（メールアドレス宛）までに概ね2週間ほど要しますので予めご了承下さい。

### ■住民税

退職後は特別徴収（給与天引き）から普通徴収（直接本人より支払い）へ切替え手続きを行いますので、市区町村より届いた納税通知書に基づいて支払いをお願い致します。

特別徴収の方で、1月退職（最終支払給与2月）～4月退職（最終支払給与5月）の方は、原則、次月給与にて一括徴収とさせていただきます。

### ■給与明細書（最終給与分）・源泉徴収票

メールアドレス宛にご連絡いたします。

株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス 人事労務部【労務窓口】

(<https://forms.gle/4reeTx2L7xiXKj1e7>)

〒140-0002 東京都品川区東品川2-3-12 天王洲バイタワー6階 TEL 03-6863-0135

年 月 日

株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス  
株式会社トゥエンティーフォーセブン  
代表取締役社長 松木 大輔 殿

## 退職届

このたび、下記のとおり退職致します。

所 属		
社 員 I D		
氏 名		
退 職 年 月 日	年 月 日	
最 終 出 勤 日	年 月 日	
退 職 理 由	一身上の都合 等	
退職後の 連絡先	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

社会保険の加入有無	有 ・ 無 ※有の場合は①・②・③へ
① 資格確認書(黄色プラスチック製)発行の有無	有 ・ 無 ※有の場合：退職日1週間以内に本
② 健康保険・厚生年金 資格喪失証明書の要否	必 要
③ 雇用保険 離職票の要否	必 要

住民税の徴収方法 (現在 特別徴収の方)	一括徴収 ・ 普通徴収 ※原則、1月(最終給与2月)～4月退職(最終給与5月)の方は最終給与にて一括徴収が義務付けられ
-------------------------	--

住民税が給与から控除されている方は○をしてください  
一括徴収…最終給与から未納付分(6月～翌年5月までの給与からまだ控除されていない分)を全額控除  
※1月退職(最終給与2月)～4月退職(最終給与5月)の方は、原則、最終給与にて一括徴収します  
普通徴収…ご自身で市区町村から届く納付書で支払い

年 月 日

株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス  
株式会社トゥエンティフォーセブン  
代表取締役社長 松木 大輔 殿

## 退職届

このたび、下記のとおり退職致します。

所属		
社員ID		
氏名		
退職年月日	年 月 日	
最終出勤日	年 月 日	
退職理由		
退職後の 連絡先	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

社会保険の加入有無	有 ・ 無 ※有の場合は①・②・③へ
① 資格確認書(黄色プラ スチック製)発行の有無	有 ・ 無 ※有の場合：退職日1週間以内に本社人事労務部へ郵送にてご返却下さい
② 健康保険・厚生年金 資格喪失証明書の要否	必要 ・ 不要
③ 雇用保険 離職票の要否	必要 ・ 不要

住民税の徴収方法 (現在 特別徴収の方)	一括徴収 ・ 普通徴収 ※原則、1月(最終給与2月)～4月退職(最終給与5月)の方は最終給与にて 一括徴収が義務付けられています
-------------------------	--

人事	上長